

別 海 町 議 会 会 議 録

第 3 号 (平成 2 5 年 9 月 1 3 日)

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

各議案の討論・採決

(1) 平成 2 5 年度別海町一般会計補正予算 (第 3 号)

(町長提出議案第 7 3 号)

(2) 平成 2 5 年度別海町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(町長提出議案第 7 4 号)

(3) 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 7 5 号)

(4) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 7 6 号)

(5) 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 7 7 号)

(6) 別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 7 8 号)

(7) 工事請負契約の締結について

(町長提出議案第 7 9 号)

(8) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(町長提出議案第 8 0 号)

(9) 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(町長提出議案第 8 1 号)

(10) 床丹漁港における公有水面埋立について

(町長提出議案第 8 2 号)

(11) 町道の路線認定及び廃止について

(町長提出議案第 8 3 号)

(12) 土地改良事業の施行について

(町長提出議案第 8 4 号)

(13) 人権擁護委員候補者の推薦について

(町長提出諮問第 2 号)

(14) 人権擁護委員候補者の推薦について

(町長提出諮問第 3 号)

			(15)別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について (町長提出同意第3号)
			(16)別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について (町長提出同意第4号)
			(17)別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について (町長提出同意第5号)
日程第 3	発議第 5 号	道州制導入に断固反対する意見書について	
日程第 4	発議第 6 号	矢臼別演習場での在沖縄米軍による実弾射撃訓練における 演習場外への砲弾誤射事故に関する意見書について	
日程第 5	発議第 7 号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	
日程第 6	発議第 8 号	義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求め る意見書について	
日程第 7	発議第 9 号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確 保のための意見書について	
日程第 8	発議第 10 号	北海道の自衛隊体制の充実・強化を求める意見書について	
日程第 9	発委第 4 号	アザラシ類の保護管理対策に関する意見書について	
日程第 10	発委第 5 号	道路の整備に関する意見書について	
日程第 11		議員派遣の件	
日程第 12		委員会の閉会中の継続調査の件	

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	各議案の討論・採決
	(1)平成25年度別海町一般会計補正予算(第3号) (町長提出議案第73号)
	(2)平成25年度別海町介護保険特別会計補正予算(第1号) (町長提出議案第74号)
	(3)別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について (町長提出議案第75号)
	(4)別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について (町長提出議案第76号)
	(5)別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改 正する条例の制定について (町長提出議案第77号)
	(6)別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について (町長提出議案第78号)
	(7)工事請負契約の締結について (町長提出議案第79号)
	(8)辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (町長提出議案第80号)

- (9) 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(町長提出議案第81号)
- (10) 床丹漁港における公有水面埋立について
(町長提出議案第82号)
- (11) 町道の路線認定及び廃止について
(町長提出議案第83号)
- (12) 土地改良事業の施行について
(町長提出議案第84号)
- (13) 人権擁護委員候補者の推薦について
(町長提出諮問第2号)
- (14) 人権擁護委員候補者の推薦について
(町長提出諮問第3号)
- (15) 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(町長提出同意第3号)
- (16) 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(町長提出同意第4号)
- (17) 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(町長提出同意第5号)

日程第 3	発議第 5 号	道州制導入に断固反対する意見書について
日程第 4	発議第 6 号	矢臼別演習場での在沖縄米軍による実弾射撃訓練における演習場外への砲弾誤射事故に関する意見書について
日程第 5	発議第 7 号	地方財政の充実・強化を求める意見書について
日程第 6	発議第 8 号	義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書について
日程第 7	発議第 9 号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について
日程第 8	発議第 10 号	北海道の自衛隊体制の充実・強化を求める意見書について
日程第 9	発委第 4 号	アザラシ類の保護管理対策に関する意見書について
日程第 10	発委第 5 号	道路の整備に関する意見書について
日程第 11		議員派遣の件
日程第 12		委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（17名）

1 番	木 嶋 悦 寛	2 番	松 壽 孝 雄
3 番	森 本 一 夫	4 番	今 西 和 雄
5 番	西 原 浩	6 番	沓 澤 昌 廣
7 番	小 林 敏 之	8 番	安 部 政 博
9 番	瀧 川 榮 子	10 番	山 田 信
12 番	松 原 政 勝	13 番	戸 田 博 義
14 番	戸 田 憲 悦	15 番	中 村 忠 士
16 番	佐 藤 初 雄	副議長	17 番 安 田 輝 男
議長	18 番 渡 邊 政 吉		

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町	長	水沼	猛	副町長	磯田俊夫
教 育 長	真籠	毅	総務部長	竹中仁	
福 祉 部 長	佐藤次春	産業振興部長	有田博喜		
建設水道部長	小西健夫	教 育 部 長	藤原繁光		
監査委員事務局長	宮部正好	農委事務局長	佐々木勉		
病 院 事 務 長	佐藤一彦	会 計 管 理 者	半田雅代		
福 祉 部 次 長	佐藤英敏	福 祉 部 次 長	田保圭乙		
産業振興部次長	佐藤則夫	産業振興部次長	竹内伸康		
総合政策課長	浦山吉人	財 政 課 長	河嶋田鶴枝		
税 務 課 長	宮越正人	町 民 課 長	三戸俊人		
福 祉 課 長	佐藤英敏	福 祉 課 参 事	今野健一		
特養建設準備室長	田保圭乙	保 健 課 長	門脇芳則		
農 政 課 長	山崎茂	水産みどり課長	佐藤則夫		
商工観光課長	大槻祐二	管 理 課 長	小島実		
事 業 課 長	千葉悦男				

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉 主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

3 番	森 本 一 夫	4 番	今 西 和 雄
5 番	西 原 浩		

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので、始めたいと思います。

ただいまから、第 4 日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において指名いたします。

3 番森本議員、4 番今西議員、5 番西原議員、以上 3 名を指名いたします。

◎日程第 2 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第 2 各議案の討論、採決を行います。

それでは、議案第 73 号平成 25 年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号平成 25 年度別海町介護保険特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号工事請負契約の締結についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号床丹漁港における公有水面埋立についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号土地改良事業の施行についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、諮問のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は諮問のとおり決定されました。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、諮問のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は諮問のとおり決定されました。

同意第3号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

日程第3 発議第5号から日程第8 発議第10号までの6件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3 発議第5号から日程第8 発議第10号までの6件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第3 発議第4号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第3 発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） 発議第5号道州制導入に断固反対する意見書の内容について、御説明申し上げます。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長会において、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年には全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行いました。さらに、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に要請してきたところであります。

しかし、国会では我々の要請を無視するかのようになり、道州制移行の法案を提出しています。

この法案では、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされ、現在よりも住民と行政の距離が離れ、住民自治が衰退する恐れがあります。

別海町においては、広大な行政面積にもかかわらず、住民とともに自然環境を生かした地場産業を繁栄させ、個性あるまちづくりを進めてきたところです。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先した大規模な団体は、到底地方自治とは呼べるものではありません。

こうしたことから、多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることこそが重要であると考え、本意見書を提出するものであります。

発議第5号道州制導入に断固反対する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年9月13日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

賛成者、同、松原政勝、同、安田輝男、同、安部政博、同、小林敏之。

意見書の朗読については、お手元に配付のとおりであり、先ほどの提案理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書提出先は、衆参両議院議長、内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、総務大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議第6号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第4 発議第6号矢臼別演習場での在沖縄米軍による実弾射撃訓練における演習場外への砲弾誤射事故に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

14番戸田憲悦議員。

○14番(戸田憲悦君) 矢臼別演習場での在沖縄米軍による実弾射撃訓練における演習場外への砲弾誤射事故に関する意見書の内容について、御説明申し上げます。

まだ記憶に新しい6月11日、矢臼別演習場で在沖縄米軍による実弾射撃訓練において、演習場の外に着弾するという誤射事故が発生いたしました。

この事故を受け、町では、国の責任において万全な措置を講ずるまでは訓練の再開を認めないとしていたのですが、十分な説明や理解のないままに訓練が再開されました。

このことは、長年にわたって築き上げてきた地域の理解と信頼関係を大きく揺るがすものであることから、当議会では、6月定例会の最終日には遺憾の意を示すとともに、3点の項目からなる緊急決議が動議として発議され、全会一致で採択されたところであります。

この間の国の対応は誠実とはいいがたいものであり、情報提供と説明、さらには実効性のある再発防止策などを求める必要があることから、本意見書を提出するものであります。

内容については、議案の朗読をもってかえさせていただきます。

発議第6号矢臼別演習場での在沖縄米軍による実弾射撃訓練における演習場外への砲弾誤射事故に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年9月13日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田憲悦。

賛成者、同、松原政勝、同、杳澤昌廣、同、中村忠士、同、木嶋悦寛。

矢臼別演習場での在沖縄米軍による実弾射撃訓練における演習場外への砲弾誤射事故に関する意見書。

去る6月11日、矢臼別演習場における在沖縄米軍による実弾射撃訓練において、演習場外に着弾するという誤射事故が発生した。

着弾地点は、地域住民が生活道路として使用している国道から、わずかしか離れておらず、住民の安全を脅かす極めて重大な事故である。

これに対し、道及び地元関係4町が徹底した原因の究明と再発防止策を講ずるよう国に対し要請したが、着弾の原因や再発防止策が示されたものの、地元自治体及び地域住民の理解が得られないまま、一方的に実弾射撃訓練が再開されたことは大変遺憾である。

よって、矢臼別演習場での米軍の訓練は、地元自治体及び地域住民の理解と信頼関係のもと実施されてきたものであることを踏まえ、二度と地域住民の安全が脅かされることのないよう、次の事項について強く要望する。

記。1、地域住民の不安や懸念を解消するため、次年度以降の訓練を実施するまでに、今回の事故の再発防止策の徹底、及びその後の米軍の対応について、国が責任を持って情報提供と説明を行い、地元自治体及び地域住民の理解を得ること。

2、次年度以降の移転訓練については、地元自治体の意向を改めて確認した上で、実施する場合には地域住民の生活に支障が生じないよう十分に配慮するとともに、地域住民の安全を確保するため、実効性ある再発防止策が確実に履行されるよう、国において万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月13日、北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第6号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第7号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第5 発議第7号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

6 番沓澤議員。

○6 番（沓澤 昌廣君） それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

国の本年度予算編成において、地方交付税を人質にとる形で国家公務員の給与減額支給措置に準じて、地方公務員給与の削減を要請する事態がありました。

このことから、新年度の地方財政予算全体の確保に向けて、地方公共団体の安定的な財政運営を実現するため、強く要望する必要があると判断し、本意見書を提案するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第 7 号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 25 年 9 月 13 日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、沓澤昌廣。

賛成者、同、松原政勝、同、中村忠士、同、戸田憲悦、同、木嶋悦寛。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

国は平成 25 年度予算編成において、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員給与の削減を要請するとともに、地方財政計画において地方交付税を削減した。

そもそも地方公務員の給与は、地方公務員法に基づき公平・中立な知見を踏まえつつ、地域の実情やこれまでの給与削減経過などを総合的に勘案し、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方交付税は地方固有の財源であり、国の政策目的を達成するための手段として用いることは地方の財政自主権を侵すものであり、断じて行うべきものではない。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障や環境対策など、地方公共団体が担う役割は増大しており、地方の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税を確保する必要がある。

よって、公共サービスの質の確保と地方公共団体の安定的な財政運営を実現するため、平成 26 年度の地方財政予算全体の確保に向けて、次の事項について強く要望する。

記。1、地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、地方公共団体が担っている役割を踏まえ、国と地方の協議の場で十分な協議を行った上で決定すること。

2、社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。

3、地方財政計画における歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることや、別枠加算については地方の巨額の財源不足に対応するために設けられたことを踏まえ、国の歳出削減を目的とした一方的な減額は行わないこと。

4、被災自治体の復興に要する地方負担分及び地域の防災・減災に必要となる財源は、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。

5、地方公務員給与の削減要請に伴い実施した地方交付税の削減については、平成 26 年度予算において完全に復元すること。

6、地方公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、ラスパイレス指数のあり方を含め、給料と各種手当の総合的な比較を行い、国と地方の協議の場において、十分に協議すること。

7、地方交付税の財源保障機能、財源調整機能の強化を図り、面積的要素に関する算定の充実、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政措置について、対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月13日、北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、復興大臣、経済財政政策担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第7号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第8号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 発議第8号義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

言うまでもなく、義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、すべての国民に対して義務教育を保障するため、憲法に基づく国の重要な責務であり、国において公教育に地域間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担制度、小人数学級の実現や地域の教育課題に対応するための教職員定数の改善、教科書の無償供与の堅持など、地方交付税等を含む義務教育予算の確保・拡充を図られるよう強く要望することから、本意見書を提案するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第8号義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年9月13日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、中村忠士。

賛成者、同、松原政勝、同、杳澤昌廣、同、戸田憲悦、同、木嶋悦寛。

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書。

義務教育の機会均等・水準確保および無償制度は、すべての国民に対し、義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹をなすものである。

このため、義務教育費国庫負担制度の堅持は、すべての子どもたちに対して無償で一定水準の教育機会を保障し、次代を担う人材育成という社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方交付税等への地方の依存度が高まり、地方教育財政への圧迫が懸念される状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く点在し、また、離島など多くの僻地を有する本道においては、教育財政の逼迫が教育水準の全国との格差や市町村間での格差を生じさせるなど、本道の教育水準のさらなる低下が憂慮される状況にある。

また、いじめや不登校などの生徒指導上の課題が多様化・複雑化していることや、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあるなど、個に応じたきめ細やかな指導の一層の充実が求められていることに加え、特に本道においては、多くの市町村において複式学級を設置せざるを得ない状況となっており、こうした教育課題への対応のためにも教職員定数の一層の充実が求められている。

さらに、災害時に地域住民の緊急避難場所として、極めて重要な役割を果たす学校施設の耐震化や、低所得者層の増大を要因とした、準要保護などの就学援助受給家庭の増加に対応する就学援助制度や奨学金制度の充実なども喫緊の課題となっている。

よって、公教育に地域間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担制度、少人数学級の実現や地域の教育課題に対応するための教職員定数の改善、教科書の無償供与の堅持並びに学校施設費、就学援助費及び教材費等の充実など地方交付税等を含む義務教育予算の確保・拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月13日、北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第8号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第9号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第7 発議第9号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

1 番木嶋議員。

○1番(木嶋悦寛君) 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の内容について、御説明申し上げます。

意見書の提案理由ですが、地球温暖化防止のための取り組みは、地球規模の重要かつ喫緊の課題となっております。

地球温暖化防止をより推進するためには、森林の整備・保全や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であることから、本意見書を提出するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年9月13日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、木嶋悦寛。

賛成者、同、松原政勝、同、杵澤昌廣、同、中村忠士、同、戸田憲悦。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの、第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、使途はCO2排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継

者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月13日、北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第9号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第10号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 発議第10号北海道の自衛隊体制の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 発議第10号北海道の自衛隊体制の充実・強化を求める意見書の内容について、説明を申し上げます。

北海道には、北方防衛を任務とする陸上自衛隊の第一線部隊が配備され、国土防衛はもとより、災害発生時の救援、救難活動や救急患者の搬送など、道民の安全と安心の確保に大きな役割を果たしてきたところであり、自衛隊の駐屯地を抱える本町においても、地域経済や地域社会にも大きな役割を果たしております。

しかし、近年、第5及び第11師団が旅団化されるなど、陸上自衛隊の削減が行われて

きたことは、地域の安全と安定、さらには地域経済や地域社会に大きな影響を与えたところであります。

このことは、自衛隊とともに歩んできた当町にとって大きな問題であることから、本意見書を提案するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第10号北海道の自衛隊体制の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年9月13日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、松原政勝。

賛成者、同、戸田憲悦、同、沓澤昌廣、同、森本一夫、同、松壽孝雄。

北海道の自衛隊体制の充実・強化を求める意見書。

北海道には、北方防衛を任務とする陸上自衛隊の第一線部隊が配備され、国土防衛はもとより、災害発生時の救援・救難活動や救急患者の搬送など、道民の安全と安心の確保に大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、近年において第5及び第11師団が旅団化されるなど、陸上自衛隊の削減が行われてきたことは、地域の安全と安定、さらには地域経済や地域社会に大きな影響を与えたところである。

国においては、現下の状況に即応して我が国の防衛体制を強化していく観点から、平成23年度以降に係る防衛計画の大綱を見直し、平成25年中にその結論を得るものと承知しているが、今後さらに本道における自衛隊の大幅な削減が行われた場合には、我が国の防衛上の問題はもとより、災害発生時の派遣や地域経済への影響など、道民生活にはかりしれない影響を及ぼすことが懸念される。

本道においては、長年にわたり自衛隊への理解醸成に努めてきたところであり、特に、本道全域に展開する陸上自衛隊については、東日本大震災において、約1万3,000人の自衛官を直ちに被災地へ派遣するなど、緊急事態に的確に対応できるバックアップ体制が構築されており、その有形無形の体制は一朝一夕で得られるものではなく、その貴重な財産を将来にわたって活用すべきである。

よって、国においては、現大綱の見直しに際し、南西方面の防衛体制の重視や、それに伴う海上自衛隊等の強化を進めるとしているが、本道の陸上自衛隊を削減するなど、北の守りを軽視する見直しとならないよう強く求めるとともに、地域の意向を十分に配慮し、本道における自衛隊の体制が確実に充実・強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月13日、北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第10号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

まずは、原案に反対者の発言を許します。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今回の意見書に対して、反対の立場で討論いたします。

自衛隊に対する私の基本的な考え方を、まず述べたいと思います。

その考えの基本は、憲法です。前文には、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と明記されています。

また、9条では、戦力を保持しない。国の交戦権は、これを認めないとしています。

この憲法を持つ日本ですが、自衛隊と世界有数の戦力を持っています。これは、憲法に違反する存在だと考えます。

しかし、現在の国民感情を勘案すると、直ちに自衛隊を解散すべきだとか、解散できるとは考えていません。これからやるべきことは、自衛隊の体制そのものを自然災害など、対応能力整備の方向に転換すること。そして、自衛隊の充実、強化ではなく、縮小の方向に向かわせることだと思っています。

人類は、これまで幾多の争いの中で、武力で紛争は解決できないことを学び続けてきました。最近ではシリアの軍事介入に対し、国連の潘事務総長は、対話による解決を呼びかけました。イギリスはイラク戦争への参戦を教訓に、軍事介入はしないと決めました。アメリカでさえ、世界の平和的解決を望む流れの中で、軍事的働きを抑制しています。

平和憲法を持つ日本は、こうした流れの中で軍縮に向け、リーダー的役割を果たすべきだと考えます。

また、これまで自衛隊に関する意見書では、自衛隊体制維持を求めるものでした。今回は自衛隊体制の充実、強化を求めるものとなっています。

北方防衛や北の守りの言葉は、ロシアに北方領土返還を求める運動の中で、友好的な解決を求める両国の緊張を高めるものとなるとも考えます。

以上の観点から、当意見書に反対の立場で討論いたします。

○議長（渡邊政吉君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

どなたかございますか。

17番安田議員。

○17番（安田輝男君） 自衛隊に関しては、また安田賛成かということで、私の考え方ということで、お話をしたいと思います。

発議第10号北海道の自衛隊体制の充実・強化を求める意見書、これについて賛成の立場で討論させていただきます。

皆さん御存じのように、昭和25年警察予備隊、保安隊、自衛隊と、ことしで約63年と、また、別海駐屯地におきましては、当時、別海村全員と言わずにも大歓迎を受けまして、別海町に移駐したのが40年の3月でございます。現在、49年余になります。

この間に、大きな波がございました。

と申し上げますのは、平成7年でございます。肝心かなめの、道東第一線の別海駐屯地の廃止ということが大きく報道されまして、そのときに、私はまだ議会一回生として、三、四カ月しかたっていないと。

しかし、先頭に立って署名を集めなさいという先輩の御指導いただきながら、皆さんとともに、また別海町を支援をいただきながら、署名人員1万643名でございます。当

時、別海町の人口1万7,570名、成人者数1万2,808名、その中で83%の署名をいただきまして、これは署名いただいたということは、存続について署名をいただいたと、イコール、私はこれは賛成していただいたという具合に思っております。

しかしながら、その間防衛大綱の見直し、政権が変わるごと、経済が変わるごとにおいて、やはり私は、この安全保障外交というのは大きな見直しがあるのだろうと。その中で一番被害を受けるのは、小規模駐屯地であるというようなふうに、私は考えております。

別海駐屯地広うございます。やはり自衛隊といっても、なかなかその温度差があると思います。その中で、駅前のことを申し上げますと、7個の町内会のうち、1個の町内会で自衛隊は大きな人口を占め、各行事、いろいろな面で御支援をいただいております。

特に、お祭りが15日でございますけれども、みこしを担いで歩く人間、若い人が駅前にはおらないのです。その中で30名あるいは40名を確保しながら、お願いをしながら、駅前の住民一体となって参加をさせていただいております。やはり、別海町の自衛隊の49年間という、きずなだと思います。一国一城にしてなるものではないという具合に考えております。

しかし、私はこれだけで自衛隊というものではないという具合に考えております。

今申し上げましたとおり、別海町に、西春別駅前について御支援いただいておりますけれども、別海町としても人口減と、その中で、もし、なくなった場合、どうするのか。大きな企業持ってくるのか、そうはいかないと。

年2回、4月、8月に異動がありますけれども、その中でも最大限に転出された人にも、別海町を宣伝してもらって、2人でも3人でも多く別海町に来てもらうようお願いをしているところです。

特に災害につきましては、東北のことを忘れることができません。海岸線を抱える別海町、これにつきまして、やはり一旦起きるとですね、これは人的な災害、生命と、日ごろ厳しい訓練を受けて、いざことあるときには自分の身を呈してですね、動的機動力を発揮し展開して、私は、それをできるのは、やはり日ごろ厳しい訓練をしてる自衛隊に、一番先に矢を向けるのは当たり前じゃないかなと思います。

あるいは、長くなっていくならば、食料、炊き出し、こういうのも必要ではないのかなと。また、防災会議におきまして、自衛隊も参加して有効に活用し、地域住民の安全を守ってもらうということも、私は大切ではないかなと思います。

最後に一言ですね、長くなりました。申しわけありません。

幾ら、この自衛隊といいまして、私は反対する人をどうのこうの言うわけではございません。災害時の意見の相違であります。最後に意見の相違、私は意見と申しますとですね、自衛隊というそのものの考え方、一つは見方、見るほうの方ですね、どういふようなあれがあるのか。もう一つは、それに対する評価、意見というふうに私は考えています。

あくまでも反対する人をどうのこうのというわけではございません。私は最後に一言申し上げますけれども、見解の相違ということだと思います。

以上をもちまして、私は発議第10号につきましては賛成討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（渡邊政吉君） はい、ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（渡邊政吉君） はい、起立多数であります。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 発委第4号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第9 発委第4号アザラシ類の保護管理対策に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（安部政博君） 発委第4号アザラシ類の保護管理対策に関する意見書の内容について、御説明申し上げます。

本件は、道内でも大きな問題となっており、別海町沿岸でも定置網のアザラシ類の被害も多く、喫緊の問題であることから、産業建設常任委員会で協議、検討したものであります。

提案理由を申し上げます。

近年、北海道周辺ではアザラシ類の生息数の増加が著しく、サケ等の魚介類を捕食し、平成23年度には水産業被害額が2億7,000万円に及ぶなど、沿岸漁業への被害が拡大し、深刻な状況となっております。

特に、ゼニガタアザラシは絶滅危惧種Ⅱ類として鳥獣保護法で希少鳥獣に指定され、捕獲が禁止されており、個体数は増加傾向にあります。

このような状況の中、国はえりも地域におけるゼニガタアザラシ個体数の安定的な存続と、水産被害の軽減を図ることを目的に、個体数の調査のため調査捕獲事業等を行い、生息状況などの把握のための調査捕獲を本年5月に予定しておりました。

しかし、国は直前になり一転して、この調査捕獲の中止を決めました。

根室管内では、平成25年度において約3,000万円、別海町においても約700万円の漁業被害があり、本別海や走古丹に來遊し、定置網にかかった水産物を食い荒らし、漁具にも被害を与えています。

最近も、走古丹の住民から無残に食いちぎられた魚体の写真を、毎日のように見せられています。

このまま個体数が増加することにより、漁業被害がますます大きくなる恐れがあるため、本意見書を提案するものであります。

議案の朗読については、お手元に配付のとおりであり、提案理由とほぼ同様の内容となっておりますので、割愛させていただきます。

なお、意見書提出先は、衆参両議院議長、内閣総理大臣、環境大臣。

以上であります。

委員会全会一致で提案していますので、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 発委第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発委第5号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 発委第5号道路の整備に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（安部政博君） 発委第5号道路の整備に関する意見書の内容について、御説明申し上げます。

本件は、広大な行政面積を持つ本町にとって、道路施設は交通の要衝であり、過酷な気象条件にも耐えうるものでなければなりません。

そのため、全国統一の規格でははかることができなく、地方の特性を考慮した整備予算が必要であることから、産業建設常任委員会で協議、検討したものであります。

提案理由を申し上げます。

北海道は、広大な面積に179の市町村からなる広域分散型社会を形成し、根釧地域においても、主たる産業である酪農家の個人所有面積が1戸平均80ヘクタールを超えるなど、特に広域分散型となっています。

冬は積雪が少なく厳しい気象条件であり、土壌の凍結深度が深いことから、道路の凍土防止の費用などがかさむ状況にあります。

一方では、農業機械の大型化などにより老朽化する道路施設の更新など、社会資本整備を取り巻く課題は多くなっています。

また、JR北海道の特急本数が減少するなど、道路は交通の要衝としての重要性が高まっていることから、より一層の道路施設の充実を図る必要があります。

こうしたことから、今後は国と地方の適切な役割分担のもと道路整備に必要な予算を確保するとともに、地方の特性を考慮し、地方の自主性、裁量性を重視した使い勝手のよい制度とすることが重要であると考え、本意見書を提出するものであります。

議案の朗読については、お手元に配付のとおりであり、先ほどの提案理由とほぼ同様で

すので、割愛させていただきます。

なお、意見書提出先は、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上であります。

委員会全会一致で提案していますので、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 発委第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議員派遣の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第11 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成25年第3回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時26分

◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 町長あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 第3回町議会の定例会閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

まず、本定例会に提出をさせていただきました27の案件につきまして、慎重に御審議いただき、特別委員会へ付託となった各会計決算認定8件を除いて、すべて御決定を賜りました。

まことにありがとうございました。

なお、決算認定8件につきましては、平成24年度各会計決算審査特別委員会で御審議いただくこととなりました。

小林委員長、松原副委員長並びに委員の皆様におかれましては、時節柄ご多忙の中で御審議いただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本定例会初日の行政報告で申しあげました秋サケの水揚げ状況でございますが、昨日、12日現在、野付漁協で対前年比194.79%、別海漁協で129.44%と、昨年に比べて順調に推移しております。

しかし、あくまでこれは、史上最悪に匹敵する昨年の水揚げ量との比較で、例年との比較では、まだまだという状況であることから、今後の漁獲量の伸びに期待をいたすところでございます。

本年は、菊と緑の会が30周年を迎えます。

本日午後2時から、枚方市長や議長をお迎えして開催する記念式典には、議員の皆様におかれましても、大変お忙しい中恐縮ではございますが、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今後の日程でございますが、明日と明後日の二日間にわたり、第44回別海町産業祭が開催されます。

今年は新たな事業として、中標津町との協力でチーズフェスティバルを開催する事となりました。他管内のチーズ工房からも出店をいただき、巨大チーズの展示・試食や、チーズフォンデュの無料提供を行うこととなっております。

当日の天候が心配されますが、町内はもとより管外からも多くの人が別海町に来てくださるようお願いしているところでございます。

さらに、10月6日には、35回目を迎える別海町パイロットマラソン大会が開催されます。

今年もフルマラソンに1,493名、5キロに579名と沢山のエントリーがございました。協力をいただく多くのボランティアスタッフや、町民の声援に支えられながら、参加選手の皆さんが、別海の大地で健脚を競われ、素晴らしい成績を残していただくよう期待をいたすところでございます。

議員の皆さんも、ぜひ沿道から御声援をいただくようお願い申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） それでは、町長初め管理職、それから議員の皆様、大変長い間ありがとうございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員